

議第99号

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 4月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の5項を加える。

（職員の配置の特例）

2 当分の間、別表第1の4(2)（別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および第6項において同じ。）の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)（別表第2の3において適用する場合を含む。）の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)（別表第2の4において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項の免許状（以下「幼稚園の教員の免許状」という。）または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者とすることができる。

（職員の資格の特例）

3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文（別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。）の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。付則第6項において同じ。）を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第6項において同じ。）をもって代えることができる。

4 当分の間、認定こども園における別表第1の5(3)ア（別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。）の幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、その者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第1の5(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない

い。

- 5 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であって、当該開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同表の5(2)ならびに(3)アおよびエ(これらの規定を別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。)の保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

付則第3項	別表第1の5(2)および(3)エ本文の保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第4項	別表第1の5(3)アの幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者	小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者
前項	別表第1の5(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者	保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者

別表第1の3中「および同項第4号」を削り、同表の4(3)中「開園時間」を「教育および保育を行う時間」に改め、同表の5(3)中「者である」を削り、同表の5(3)ア、ウおよびエ中「有している」を「有する者である」に改め、同表の6(1)ただし書中「(8)」を「(9)」に改める。

別表第2の2中「および同項第4号」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。